

倉吉市訓令第3号

倉吉市事務代決及び専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市事務代決及び専決規程の一部を改正する訓令

倉吉市事務代決及び専決規程（昭和47年倉吉市日訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第1（第7条関係） 専決事項						別表第1（第7条関係） 専決事項							
1 共通事項						1 共通事項							
事項	副市長	部長		課長		摘要	事項	副市長	部長		課長		摘要
		主管	特定 () は専決者	主管	特定 () は専決者				主管	特定 () は専決者			
人事	1 休暇等の承認等に関すること。					1 休暇等の承認等に関すること。							
	(1)・(2) 略					(1)・(2) 略							
	(3) 病気 休暇、 特別 休暇 (生 理休 暇、 夏季 休暇 及び 看護 休暇 を除 く。)、 介護 休 暇、 介護 時間		略			(3) 病気 休暇、 特別 休暇 (生 理休 暇、 夏季 休暇 及び 子の 看護 休暇 を除 く。)、 介護 休 暇、 介護 時間		略					
	(4) 特別 休暇		略			(4) 特別 休暇		略					

	(生理休暇、夏季休暇及び看護休暇に限る。)						
	(5) 略						
	2～8 略						
略							
支出	1 次の各号に掲げる支出負担行為の決定に関する事(変更の場合は、当該変更後の額による。)						
略							
略							
補助金等の交付	1 要綱等の制定又は改廃		○				特に重要なものを除く。総務課合議
	2 交付の決定及び変更の承認	500万円以上	100万円以上500万円未満		100万円未満		
	3～6 略						
略							
その他	1 略						
	2 行政資料の収集、作成及び報告				○		特に重要な

	(生理休暇、夏季休暇及び子の看護休暇に限る。)						
	(5) 略						
	2～8 略						
略							
支出	1 次の各号に掲げる支出負担行為の決定に関する事。						
略							
略							
補助金等の交付							
	1 交付の決定及び変更の承認	500万円以上	100万円以上500万円未満		100万円未満		
	2～5 略						
略							
その他	1 略						
	2 行政資料の収集、作成及び報告				○		市勢要覧等

						もの は 除 く。 。
並びに 刊行物 の発行 に関す ること。						
3 告示 又は公 告に <u>関 するこ と。</u>		○				<u>特 に重 要な もの を 除 く。</u> 。総務課合議
4 計 <u>画、方 針若し くは技 術的な 基準の 決定等 又は要 綱等 (補助 金等の 交付に 関する ものを 除</u>	<u>複数 の部 局の 事業 又は 事務 に関 する もの その 他の 副市 長に おい て処</u>	○				特 に重 要な もの は 除 く。 。

						重 要な もの は 除 く。 。
並びに 刊行物 の発行 に関す ること。						
3 告示 又は公 告で、 <u>定 例的 なもの 若しく は定型 的なも の(こ れら の 内容 を 変更 する ため のもの を 含 む。)</u> <u>又は既 往のも のの 内容 の変 更(軽 易な もの に限 る。)</u> <u>を行う ため のもの</u>		○				総務課合議
4 告示 <u>を要し ない要 綱等の 制定又 は改廢</u>		○				特 に重 要な もの は 除 く。 。

く。) 理す の制定 若しく は改廃	るこ とが 適当 と認 めら れる もの						
5～16 略							

(備考)

(1)・(2) 略

2 個別事項

課	事項	副市長	部長	課長
略				
生活	1～3 略			
産業 部地 域づ くり 支援 課	4 コミュニティセンタ ーの維持管理及び運営 に関する事 と。			○
	5 移住定住に関する事 と。			○
6～13 略				
	14 文化基金の事務処理 に関する事 と。			○
	15 スポーツコンベンシ ョンに関する事 と。			○
略				

別表第2 (第8条関係)

専決の制限事項

1～5 略
6 条例、規則及び訓令の制定又は改廃に 関すること。
7～14 略
15 特に重要な告示、通達、申請、証明及 び報告に関する事 と。
16～22 略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

5～16 略							

(備考)

(1)・(2) 略

2 個別事項

課	事項	副市長	部長	課長
略				
生活	1～3 略			
産業 部地 域づ くり 支援 課	4 コミュニティセンタ ーの維持管理及び運営 に関する事 と。			○
	6～12 略			
	13 文化基金の事務処理 に関する事 と。			○
略				

別表第2 (第8条関係)

専決の制限事項

1～5 略
6 条例 <u>その他例規</u> の制定又は改廃に 関すること。
7～14 略
15 重要な告示、通達、申請、証明及び報 告に関する事 と。
16～22 略